

経基 - 1

会社成立日 昭和45年 8月21日

最新改定日 2023年11月28日

# 定 款

J E S C Oホールディングス株式会社

## 定 款

### 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、J E S C Oホールディングス株式会社と称し、英文では J E S C O H o l d i n g s , I n c . と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営む会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- 1 電気工事業および電気工事に関連するメンテナンス業務
- 2 電気通信工事業および電気通信工事に関連するメンテナンス業務
- 3 土木・管工事業および土木・管工事に関連するメンテナンス業務
- 4 計装工事の設計、施工および計装工事に関連するメンテナンス業務
- 5 電気工事、電気通信工事、計装工事ならびに管工事のコンサルタント業務
- 6 第 1 号から第 4 号の工事に関わる機器の製造、販売、輸出入および据付工事ならびにメンテナンス業務
- 7 鋼構造物工事請負および関連するメンテナンス業務
- 8 機械器具設置工事請負および関連するメンテナンス業務
- 9 水道施設工事請負および関連するメンテナンス業務
- 10 消防施設工事請負および関連するメンテナンス業務
- 11 電子応用医療機器の販売および据付工事ならびにメンテナンス業務
- 12 建物の建築設計、施工および工事管理
- 13 通信機器用資材、住宅用建築資材、家具調度品の輸出入および販売
- 14 不動産の売買、賃貸借管理およびこれらの仲介業務
- 15 通信機器、電子応用医療機器、家具調度品のレンタルおよびリース業務
- 16 産業廃棄物収集運搬業
- 17 駐車場の経営
- 18 損害保険の代理店業務
- 19 労働者派遣事業
- 20 有料職業紹介事業
- 21 企業経営および人材の募集・採用・育成に関するコンサルティング
- 22 企業の人事管理に関するコンサルティング
- 23 人材育成の教育研修事業
- 24 生命保険の募集に関する業務
- 25 家具、美術品、美術工芸品、民芸品、室内装飾品、装身具、貴金属、

照明器具、什器、衣料品、服飾雑貨、日用品雑貨、食料品、酒類、清涼飲料水の輸出入および販売

26 ホテル、旅館、その他の宿泊所の経営

27 前各号の事業に付帯または関連する事業

② 当社は、前項に付帯または関連する一切の業務を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査役

(3) 監査役会

(4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、17,464,000株とする。

(株式取扱規則)

第7条 当社の株式に関する手続きおよびその手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(単元株式数)

第8条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。

- ② 当社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

### 第 3 章 株主総会

(基準日)

第11条 当社は、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主を、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、必要があるときは、予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

(招 集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第13条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により代表取締役が招集し、その議長となる。

- ② 代表取締役に事故があるときは、予め取締役会において定められた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(招集地)

第14条 当社の株主総会は、本店所在地およびその隣接地のほか、東京都区内において招集することができる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全

部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数で行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 当会社の株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### 第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役は15名以内とする。

(選任方法)

第19条 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- ② 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 当会社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によって選定する。

- ② 当会社は、取締役会の決議によって、取締役社長1名を選定するほか、

必要に応じて取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を、選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

② 代表取締役に事故があるときは、予め取締役会において定められた順序により、他の取締役がこれに代る。

(取締役会の招集通知)

第23条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役および監査役に対して会日の3日前に発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法等)

第24条 当社の取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第26条 当社の取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、重要な業務執行を決定し、その運営については、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第27条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約

に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査役および監査役会

### (員 数)

第 29 条 当社の監査役の員数は、5 名以内とする。

### (選任方法)

第 30 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 当社は会社法第 329 条第 3 項の規程により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- ④ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

### (任 期)

第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### (常勤の監査役)

第 32 条 当社は、監査役会の決議により、常勤監査役を選定する。

### (監査役会の招集通知)

第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

### (監査役会の決議方法等)

第 34 条 当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

### (監査役会規則)

第 35 条 当社の監査役会は、法令または本定款に定める事項のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 会計監査人

(選任方法)

第38条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

## 第7章 計算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第41条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年8月31日とする。

- ② 当社の中間配当の基準日は、毎年2月末日とする。  
③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第43条 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

② 未払の剰余金の配当には、利息を付けない。